

相模原市立障害者支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第15号

相模原市立障害者支援センター条例の一部を改正する条例

相模原市立障害者支援センター条例(平成6年相模原市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「第18条第2項」を「第18条第1項」に、「第16条第1項第2号」を「第15条の4」に、「特定費用を」を「同条第1項に規定する特定費用(以下「特定費用」という。)を」に改め、「法第29条第1項に規定する」を削り、「特定費用の」を「その額の」に、「1食につき650円」を「食材料費及び調理等に係る費用に相当する額として規則で定める額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。